

秋田県公報

目次

告示	字の区域の変更(三三四～三三六・市町村課).....	1
	大規模小売店舗の変更に関し述べた意見(三三七～三四〇・商工業振興課).....	8
	公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可(三四一・水産漁港課).....	9
	指定施設要件変更予定通知(三四二、三四三・森林整備課).....	9
	保安林予定森林の指定通知(三四四、三四五・森林整備課).....	10
	狩猟免許試験並びに適性検査及び講習の実施(三四六・森林整備課).....	11
	基本測量実施の通知(三四七・建設管理課).....	14
	商港区、工業港区、漁港区、保安港区、マリーナ港区及び修景厚生港区の区域の一部改正(三四八・港湾空港課).....	15
	港湾区域に接する海岸保全区域のうち港湾管理者の長が管理する区域を定める告示(三四九・港湾空港課).....	15
公 告	特定調達契約に係る落札者の決定(リハビリテーション・精神医療センター).....	15
	県営土地改良事業工事の完了(北秋田地域振興局農林部).....	16
	県営土地改良事業工事の完了(雄勝地域振興局農林部).....	16
	土地改良区の定款変更の認可(山本地域振興局農林部).....	16
	土地改良事業工事の完了の届出(由利地域振興局農林部).....	16
	県営土地改良事業工事の完了(由利地域振興局農林部).....	16
	土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部).....	16
	市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定(仙北地域振興局農林部).....	17
	県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(管財課).....	17
	公安委員会告示	

<p>秋田県告示第三百三十四号 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、仙北郡田沢湖町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。 平成十五年四月二十五日</p>		<p>猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施(四一)..... 18</p> <p>警備法に基づく指定医の指定(四二)..... 18</p> <p>海区漁業調整委員会指示 いかつり漁業の操業の指示(一)..... 18</p>
<p>変更前の字の区域</p> <p>仙北郡田沢湖町田沢外一字大深沢外四四国国有林四林班ち、ち小班の次の二四八〇ホ一から県道一八までの点を順次結ぶ線及び二四八〇ホ一の点と県道一八の点とを結ぶ線で囲まれる区域</p> <p>二四八〇ホ一 北緯 三九度五〇分一四秒七二八九 東経 一四〇度三三分一一分一秒〇一六三</p> <p>二四八一 北緯 三九度五〇分一五秒二二〇〇 東経 一四〇度三三分一一分一秒二二二</p> <p>二四八二 北緯 三九度五〇分一五秒六六九一 東経 一四〇度三三分一一分一秒四一三三</p> <p>二四八二ホ一 北緯 三九度五〇分一六秒一五二一 東経 一四〇度三三分一一分一秒六四三七</p> <p>県道一 北緯 三九度五〇分一六秒二八一五 東経 一四〇度三三分一一分一秒四六〇七</p> <p>県道二 北緯 三九度五〇分一六秒七二七八 東経 一四〇度三三分一一分一秒一五八</p> <p>県道三 北緯 三九度五〇分一七秒三六二〇 東経 一四〇度三三分一一分一秒八四六四</p> <p>県道四 北緯 三九度五〇分一七秒八五二六</p>	<p>変更後の字の区域</p> <p>仙北郡田沢湖町玉川字 下水無</p>	
<p>秋田県知事 寺田典城</p>		

県道二一	東経一四〇度三七分五九秒九七二八
北緯	三九度五〇分一六秒一八二〇
県道二〇	東経一四〇度三七分五九秒九七二八
北緯	三九度五〇分一六秒一八二〇
県道一九	東経一四〇度三七分五九秒九七二八
北緯	三九度五〇分一六秒一八二〇
県道一八	東経一四〇度三七分五九秒九七二八
北緯	三九度五〇分一六秒一八二〇
県道一七	東経一四〇度三七分五九秒九七二八
北緯	三九度五〇分一六秒一八二〇
県道一六	東経一四〇度三七分五九秒九七二八
北緯	三九度五〇分一六秒一八二〇
県道一五	東経一四〇度三七分五九秒九七二八
北緯	三九度五〇分一六秒一八二〇
県道一四	東経一四〇度三七分五九秒九七二八
北緯	三九度五〇分一六秒一八二〇
県道一三	東経一四〇度三七分五九秒九七二八
北緯	三九度五〇分一六秒一八二〇
県道一二	東経一四〇度三七分五九秒九七二八
北緯	三九度五〇分一六秒一八二〇
県道一一	東経一四〇度三七分五九秒九七二八
北緯	三九度五〇分一六秒一八二〇
県道一〇	東経一四〇度三七分五九秒九七二八
北緯	三九度五〇分一六秒一八二〇
県道九	東経一四〇度三七分五九秒九七二八
北緯	三九度五〇分一六秒一八二〇
県道八	東経一四〇度三七分五九秒九七二八
北緯	三九度五〇分一六秒一八二〇
県道七	東経一四〇度三七分五九秒九七二八
北緯	三九度五〇分一六秒一八二〇
県道六	東経一四〇度三七分五九秒九七二八
北緯	三九度五〇分一六秒一八二〇
県道五	東経一四〇度三七分五九秒九七二八
北緯	三九度五〇分一六秒一八二〇

県道四〇	北緯	三九度五〇分一六秒九八五二
東経一四〇度三七分五九秒八八八	北緯	三九度五〇分一八秒一四五三
東経一四〇度三七分五九秒五六一	北緯	三九度五〇分一九秒〇九七一
東経一四〇度三七分五八秒七三六	北緯	三九度五〇分一九秒一二九七
東経一四〇度三七分五八秒七三六	北緯	三九度五〇分一九秒〇七一二
東経一四〇度三七分五八秒二九一四	北緯	三九度五〇分一八秒四一四一
東経一四〇度三七分五七秒〇九〇一	北緯	三九度五〇分一七秒六〇八六
東経一四〇度三七分五七秒五三八八	北緯	三九度五〇分一六秒九二一八
東経一四〇度三七分五七秒七六二五	北緯	三九度五〇分一六秒二七二六
東経一四〇度三七分五七秒九六八〇	北緯	三九度五〇分一五秒九五八七
東経一四〇度三七分五八秒一五一九	北緯	三九度五〇分一五秒七八七五
東経一四〇度三七分五八秒三五三一	北緯	三九度五〇分一五秒三八六〇
東経一四〇度三七分五八秒九七〇七	北緯	三九度五〇分一四秒五四四二
東経一四〇度三七分五八秒一八八九	北緯	三九度五〇分一三秒六六四七
東経一四〇度三七分五七秒九九四五	北緯	三九度五〇分一三秒一八七九
東経一四〇度三七分五七秒七五八七	北緯	三九度五〇分一三秒一〇五一
東経一四〇度三七分五六秒九五一六	北緯	三九度五〇分一二秒八五八五

県道九二	北緯 三九度五〇分〇秒八二三五 東經一四〇度三七分四四秒六四七九
県道九一	北緯 三九度五〇分一〇秒〇一二四 東經一四〇度三七分四四秒二五七四
県道九〇	北緯 三九度五〇分一〇秒一二五六 東經一四〇度三七分四三秒一七六八
県道八九	北緯 三九度五〇分一〇秒〇七九三 東經一四〇度三七分四二秒〇八五三
県道八八	北緯 三九度五〇分〇九秒五四六一 東經一四〇度三七分四一秒五七六四
県道八七	北緯 三九度五〇分〇九秒五九八五 東經一四〇度三七分四一秒四六〇八
県道八六	北緯 三九度五〇分〇九秒九三二五 東經一四〇度三七分四一秒五七六四
県道八五	北緯 三九度五〇分一〇秒七九五八 東經一四〇度三七分三九秒五七二三
県道八四	北緯 三九度五〇分一〇秒一五七七 東經一四〇度三七分三九秒一一九八
県道八三	北緯 三九度五〇分一〇秒一八三四 東經一四〇度三七分三八秒七八九五
県道八二	北緯 三九度五〇分一〇秒一二七五 東經一四〇度三七分三八秒一二七五
県道八一	北緯 三九度五〇分一〇秒九四八八 東經一四〇度三七分三七秒二四八八
県道八〇	北緯 三九度五〇分一〇秒六八三六 東經一四〇度三七分三七秒二四八八
県道七九	北緯 三九度五〇分〇九秒九一五一 東經一四〇度三七分三五秒九九〇八
県道七八	北緯 三九度五〇分〇九秒六五二〇 東經一四〇度三七分三五秒四一八三
県道七七	北緯 三九度五〇分〇九秒七一〇六 東經一四〇度三七分三四秒八二六二
県道七六	北緯 三九度五〇分〇九秒八〇四五 東經一四〇度三七分三四秒一八五二

県道九三	北緯 三九度五〇分〇九秒八〇六三 東經一四〇度三七分四六秒七四七一
県道九四	北緯 三九度五〇分〇九秒八五〇二 東經一四〇度三七分四七秒七〇九九
県道九五	北緯 三九度五〇分一〇秒〇一四〇 東經一四〇度三七分四八秒四九三一
県道九六	北緯 三九度五〇分一〇秒三〇〇三 東經一四〇度三七分四九秒七六八一
県道九七	北緯 三九度五〇分一〇秒七〇四七 東經一四〇度三七分五一秒〇二四三
県道九八	北緯 三九度五〇分一〇秒三三三四 東經一四〇度三七分五二秒三三三九
県道九九	北緯 三九度五〇分一〇秒六二二九 東經一四〇度三七分五三秒五一一五
県道一〇〇	北緯 三九度五〇分一〇秒七四四六 東經一四〇度三七分五三秒六七二六
県道一〇一	北緯 三九度五〇分一二秒四九九二 東經一四〇度三七分五四秒六五二八
県道一〇二	北緯 三九度五〇分一二秒〇三八六 東經一四〇度三七分五六秒一一一三
県道一〇三	北緯 三九度五〇分一二秒七九二一 東經一四〇度三七分五六秒二五七六
県道一〇四	北緯 三九度五〇分一三秒五九四二 東經一四〇度三七分五六秒六〇八二
県道一〇五	北緯 三九度五〇分一三秒七〇七五 東經一四〇度三七分五七秒〇六一七
県道一〇六	北緯 三九度五〇分一二秒九五一一 東經一四〇度三七分五七秒九一五五
県道一〇七	北緯 三九度五〇分一三秒五七三〇 東經一四〇度三七分五九秒三九六五
県道一〇八	北緯 三九度五〇分一三秒七四一九 東經一四〇度三七分五九秒八四六九
県道一〇九	北緯 三九度五〇分一四秒〇七三二 東經一四〇度三八分〇二秒二九六八
県道一一〇	北緯 三九度五〇分一四秒〇五九四 東經一四〇度三八分〇二秒〇五九四

東経一四〇度三三分〇三秒四七二二	東経一四〇度三三分〇三秒四七二二
北緯 三九度五〇分一四秒三〇五一	北緯 三九度五〇分一四秒三〇五一
東経一四〇度三三分〇四秒五四一三	東経一四〇度三三分〇四秒五四一三
北緯 三九度五〇分一四秒六七八五	北緯 三九度五〇分一四秒六七八五
東経一四〇度三三分〇七秒〇七九八	東経一四〇度三三分〇七秒〇七九八
北緯 三九度五〇分一六秒六七一九	北緯 三九度五〇分一六秒六七一九
東経一四〇度三三分〇八秒三七七三	東経一四〇度三三分〇八秒三七七三
北緯 三九度五〇分一七秒二八二九	北緯 三九度五〇分一七秒二八二九
東経一四〇度三三分〇八秒八一三五	東経一四〇度三三分〇八秒八一三五
北緯 三九度五〇分一七秒二八〇五	北緯 三九度五〇分一七秒二八〇五
東経一四〇度三三分〇九秒五〇四三	東経一四〇度三三分〇九秒五〇四三
北緯 三九度五〇分一六秒八五四三	北緯 三九度五〇分一六秒八五四三
東経一四〇度三三分〇九秒九九三〇	東経一四〇度三三分〇九秒九九三〇
北緯 三九度五〇分一五秒七二四八	北緯 三九度五〇分一五秒七二四八
東経一四〇度三三分一〇秒四二七九	東経一四〇度三三分一〇秒四二七九
北緯 三九度五〇分一四秒八六二五	北緯 三九度五〇分一四秒八六二五
東経一四〇度三三分一〇秒八一五三	東経一四〇度三三分一〇秒八一五三

秋田県告示第三百三十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百六十条第一項の規定により、南秋田郡五城目町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年四月二十五日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
南秋田郡五城目町馬場目字恋地馬場目沢国有林五五林班イ小班的次の五五六から設一までの点を順次結ぶ線及び五五六の点と設一の点とを結ぶ線で囲まれる区域	南秋田郡五城目町馬場目字恋地
五五六	五七〇
五五七	五七一
北緯 三九度五四分三一秒一三一八	北緯 三九度五四分四三秒三二九四
東経一四〇度一三分三七秒四一〇三	東経一四〇度一三分三八秒〇九八九
北緯 三九度五四分三一秒三三七四	北緯 三九度五四分四三秒三二九四
東経一四〇度一三分三七秒八一三七	東経一四〇度一三分三八秒〇九八九

五五八	東経一四〇度一三分三七秒三八八三
五五九	北緯 三九度五四分三三秒三四〇二
五六〇	東経一四〇度一三分三七秒四六一二
五六一	北緯 三九度五四分三三秒九二九九
五六二	東経一四〇度一三分三七秒三五四一
五六三	北緯 三九度五四分三四秒七八三〇
五六四	東経一四〇度一三分三七秒三三一〇
五六五	北緯 三九度五四分三五秒四一一四
五六六	東経一四〇度一三分三七秒三八九〇
五六七	北緯 三九度五四分三六秒一九三三
五六八	東経一四〇度一三分三七秒八三三一
五六九	北緯 三九度五四分三六秒五二九九
五七〇	東経一四〇度一三分三七秒五二九九
五七一	北緯 三九度五四分三六秒四一一四
五七二	東経一四〇度一三分三七秒三八九〇

設一五	設一六	設一七	五八三	恋一三	恋一二	恋一一	恋一〇	恋九	恋八	恋七	恋六	恋五	恋四	恋三	恋二	恋一	五七三	
北緯 三九度五四分三六秒四二七二	東経一四〇度一三分二七秒七三四四	北緯 三九度五四分三七秒一四六一	東経一四〇度一三分二五秒三六三七	北緯 三九度五四分三八秒四二一六	東経一四〇度一三分二六秒九三五〇	北緯 三九度五四分三八秒六一八六	東経一四〇度一三分二七秒三三三三	北緯 三九度五四分三七秒三三五六	東経一四〇度一三分二七秒七五九〇	北緯 三九度五四分三七秒三三三五	東経一四〇度一三分二七秒七二二九	北緯 三九度五四分三八秒一一四一	東経一四〇度一三分三三秒一一五四	北緯 三九度五四分三九秒二九九四	東経一四〇度一三分三三秒二六四一	北緯 三九度五四分四〇秒五二六三	東経一四〇度一三分三三秒五二六三	北緯 三九度五四分四〇秒七四九二

設一	設二	設三	設四	設五	設六	設七	設八	設九	設一〇	設一一	設一二	設一三	設一四
東経一四〇度一三分二七秒四二二二	北緯 三九度五四分三〇秒八五九二	東経一四〇度一三分二六秒八五九二	北緯 三九度五四分三〇秒七二四九	東経一四〇度一三分二六秒三六八〇	北緯 三九度五四分三〇秒三三二二	東経一四〇度一三分二五秒三八五六	北緯 三九度五四分三〇秒三三六五	東経一四〇度一三分二五秒三三六五	北緯 三九度五四分三〇秒三三六五	東経一四〇度一三分二五秒三三六五	北緯 三九度五四分三〇秒三三六五	東経一四〇度一三分二五秒三三六五	北緯 三九度五四分三〇秒三三六五

秋田県告示第三百三十六号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、河辺郡河辺町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨河辺町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十五年四月二十五日

秋田県知事 寺田典城

<p>河辺郡河辺町北野田高屋字茱萸野下川原 一四五の二の一部、一四六の二の一部、一七九の二の一部</p>	<p>河辺郡河辺町松測字捨り水 四九から五一までの各一部、五二、五三、五四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>河辺郡河辺町松測字捨り水 四九から五一までの各一部、五二、五三、五四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>河辺郡河辺町北野田高屋字茱萸野下川原 七〇の一部、七一の一部、七二、七三の一部、一四四の一部、一四五の一部、一四六の一部、一四七の一部、一四八の一部、一四九の一部、一五〇の一部、一五一から一五四までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>河辺郡河辺町北野田高屋字茱萸野 一から七まで、三三、三三、三七の二、四八から五〇まで、五三の二、一五〇、一五一から一五四までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>
<p>河辺郡河辺町松測字捨り水</p>			<p>河辺郡河辺町北野田高屋字茱萸野</p>	<p>河辺郡河辺町北野田高屋字茱萸野下川原</p>

<p>河辺郡河辺町松測字捨り水 一六の二の一部、一七の二の一部、一八、一九の二、二〇の二の一部</p>	<p>河辺郡河辺町松測字捨り水 二六の二、二八の二、二九の二、三〇から三二まで、三三の二、四五の二の一部、四六から四九までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>河辺郡河辺町松測字捨り水 三六の二、三七の二、三八の二、三九の二、四〇から四三まで、四五の二、五三の二の一部、五四から五七まで、五八から六二までの各一部、六三の二の一部、六四の二の一部、六五の二の一部、六六の二の一部、六七の二の一部、六八の二の一部、六九の二、七〇の二、七一の二及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>河辺郡河辺町松測字捨り水 四九の二の一部、五〇の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>河辺郡河辺町松測字捨り水 一から四まで、一五から一七まで、一六の二、一七の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>河辺郡河辺町松測字捨り水 一から四まで、一五から一七まで、一六の二、一七の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>河辺郡河辺町北野田高屋字茱萸野 九一、九二、九五から九七まで、九八の一部、九九の一部、一〇〇から一〇三まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>一、一八〇の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>
<p>河辺郡河辺町松測字捨り水 一六の二の一部、一七の二の一部、一八、一九の二、二〇の二の一部</p>	<p>河辺郡河辺町松測字捨り水 二六の二、二八の二、二九の二、三〇から三二まで、三三の二、四五の二の一部、四六から四九までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>河辺郡河辺町松測字捨り水 三六の二、三七の二、三八の二、三九の二、四〇から四三まで、四五の二、五三の二の一部、五四から五七まで、五八から六二までの各一部、六三の二の一部、六四の二の一部、六五の二の一部、六六の二の一部、六七の二の一部、六八の二の一部、六九の二、七〇の二、七一の二及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>河辺郡河辺町松測字捨り水 四九の二の一部、五〇の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>河辺郡河辺町松測字捨り水 一から四まで、一五から一七まで、一六の二、一七の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>河辺郡河辺町松測字捨り水 一から四まで、一五から一七まで、一六の二、一七の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>河辺郡河辺町北野田高屋字茱萸野表</p>	<p>河辺郡河辺町北野田高屋字茱萸野表</p>

<p>の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに字街道北五三の六に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>河辺郡河辺町北野田高屋字茱萸野表 二四、七〇の一、七一の一、七二の一、七三の一、七四及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>
<p>河辺郡河辺町松測字街道北 二二から三三まで、三四の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>河辺郡河辺町松測字小川原</p>
<p>河辺郡河辺町松測字川原田家ノ後 三四の一、三五の一、三六の一、三七の一、三八、三九の一、四〇の一、四一の一、四二の一、四三の一の一、四四の一、四五の一、四六、四七の一、五二の一、五三、五四及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>河辺郡河辺町松測字川原 原田家ノ後</p>
<p>河辺郡河辺町松測字小川原 二〇の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>河辺郡河辺町松測字川原 原田家ノ後</p>

秋田県告示第百三十七号
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
平成十五年四月二十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンター能代

秋田県知事 寺田典城

能代市字高埴百五十一番一外
二 県の意見
意見なし
三 意見を述べた日
平成十五年四月十七日
四 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
能代市役所 商工港湾課
(二) 縦覧期間
平成十五年四月二十五日から同年五月二十六日まで

秋田県告示第百三十八号
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
平成十五年四月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
琴丘ショッピングセンター
山本郡琴丘町鹿渡字浜村下七十五番外
二 県の意見
意見なし
三 意見を述べた日
平成十五年四月十七日
四 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
琴丘町役場 企画課
(二) 縦覧期間
平成十五年四月二十五日から同年五月二十六日まで

秋田県告示第百三十九号
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大

規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年四月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イーストモールタカヤナギ

大曲市戸時字鍬七十七番一

二 県の意見

意見なし

三 意見を述べた日

平成十五年四月十七日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

大曲市役所 商工観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年四月二十五日から同年五月二十六日まで

秋田県告示第三百四十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年四月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

秋田ニューシティ

秋田市大町二丁目三番二十七号

二 県の意見

意見なし

三 意見を述べた日

平成十五年四月十七日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年四月二十五日から同年五月二十六日まで

秋田県告示第三百四十一号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定により、次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功認可をしたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十五年四月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 埋立工事しゅん功認可の日 平成十五年四月十日

二 埋立免許を受けた者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 秋田県

住所 秋田市山王四丁目一番一号

(三)(一) 代表者の氏名 秋田県知事 寺田典城

三 埋立免許を受けた場所及び面積

(一) 場所 山本郡八森町字岩館三十七番地、三十八番地、三十九番地及び岩館地先無番地に接する護岸敷地先の公有水面

(二) 面積 八千三百四十三・十三平方メートル

四 埋立免許の日及び番号 平成十二年六月二十一日 指令水 千百十二

五 公有水面埋立法第二十二條第三項の市町村名 八森町

秋田県告示第三百四十二号

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三條の三において準用する同法第三十條の規定に基づき、告示する。

平成十五年四月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一(一) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

南秋田郡井川町井内字井内山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(三)(二) 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

字井内山(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐は、択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

南秋田郡井川町井内山・昭和町上虹川字大沢山(以上二丁目国有林。次の図に示す部分に限る。)

(三)(二) 保安林として指定された目的 干害の防備

変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び秋田地域振興局農林部並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第三百四十三号

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十五年四月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

仙北郡西木村西明寺字山谷沢外五ヶ沢・字瀧前山外五ヶ沢(以上二丁目国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び仙北地域振興局農林部並びに仙北郡西木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第三百四十四号

農林水産大臣から次の森林を保安林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十五年四月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 保安林予定森林の所在場所

北秋田郡田代町早口字堤下岱四五の二、四五の二から四五の二〇まで、四五の二二から四五の二四まで、四五の三〇

二 指定の目的 水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林整備課及び北秋田地域振興局農林部並びに北秋田郡田代町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第三百四十五号

農林水産大臣から次の森林を保安林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十五年四月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 保安林予定森林の所在場所

平成十五年八月三十一日 午後一時	平成十五年六月二十七日 午後一時	河辺郡河辺町戸島字上祭沢三十八番地 の四 秋田県森林学習交流館	日 時 場 所
"	"	"	"

横手市睦成字寒沢一の
二 指定の目的 水源のかん養
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林整備課及び平鹿地域振興局農林部並びに横手市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第三百四十六号
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四十一条の規定による平成十五年度狩猟免許試験並びに同法第五十一条第二項の規定による狩猟免許の更新に係る平成十五年度の適性検査及び講習を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十一条第二項(同令第五十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、公示する。
平成十五年四月二十五日
秋田県知事 寺田典城

一 狩猟免許試験
(一) 日時及び場所

平成十五年六月五日 午前九時	平成十五年六月四日 午前九時	平成十五年六月三日 午前九時	平成十五年六月一日 午前九時	平成十五年五月二十九日 午前九時	平成十五年十月二日 午後一時	
西仙北町中央公民館	仙北郡西仙北町刈和野字愛宕下二十四番地一	男鹿市船川港船川海岸通り二号十四番地二 男鹿市文化会館	合川町公民館	北秋田郡合川町李岱字下豊田二十五番地 北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原百十八番地 上小阿仁開発センター	大曲市日ノ出町五十三番地 大曲仙北広域交流センター	"

二 狩猟免許の更新に係る適性検査及び講習
(一) 日時及び場所
(二) 試験科目
(1) 知識試験
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具並びに鳥獣に関する知識について行う。
(2) 適性試験
視力、聴力及び運動能力について行う。
(3) 技能試験
狩猟免許の種別に応じ、猟具の取扱い、鳥獣の判別等の課題について行う。

平成十五年六月十八日 午前九時	北秋田郡比内町扇田字庚申出八番地 比内町公民館
平成十五年六月十七日 午前九時	平鹿郡増田町増田字新町二百八十五番地 増田町ふれあいプラザ
平成十五年六月十七日 午前九時	南秋田郡五城目町上樋口字堂社七十五番地 五城目町民センター
平成十五年六月十七日 午前九時	能代市字海詠坂三番地二 能代山本広域交流センター
平成十五年六月十二日 午前九時	仙北郡南外村字下袋二百十八番地 南外村コミュニティセンター
平成十五年六月十一日 午前九時	由利郡鳥海町伏見字久保百九十三番地 鳥海町「紫水館」
平成十五年六月十日 午前九時	横手市田中町一番地二十六 横手市ふれあいプラザかまくら館
平成十五年六月十日 午前九時	南秋田郡大潟村中央一番地十六 大潟村民センター
平成十五年六月十日 午前九時	山本郡二ツ井町字上台一番地一 二ツ井伝承ホール
平成十五年六月六日 午前九時	山本郡山本町豊岡金田字森沢一番地二 山本農村環境改善センター

平成十五年六月二十七日 午前九時	雄勝郡稲川町大館字上平城百二十番地 稲川町農村環境改善センター
平成十五年六月二十六日 午前九時	仙北郡角館町岩瀬字中菅沢七十七番地三十 角館広域交流センター
平成十五年六月二十五日 午前九時	本荘市出戸町字上大野十六番地 本荘由利広域交流センター
平成十五年六月二十四日 午前九時	南秋田郡天王町天王字上江川四十七番地 天王公民館
平成十五年六月二十三日 午前九時	雄勝郡羽後町西馬音内字中野百七十七番地 羽後町活性化センター
平成十五年六月二十日 午前九時	山本郡峰浜村田中字野田沢二十番地一 峰浜村コミュニティセンター 峰栄館
平成十五年六月十九日 午前九時	雄勝郡雄勝町横堀字下柴田三十九番地 雄勝町農業研修センター
平成十五年六月十九日 午前九時	仙北郡千畑町土崎字上野乙一番地百九十七 千畑町農村環境改善センター
平成十五年六月十八日 午前九時	由利郡仁賀保町平沢字馬飼森三十番地 仁賀保町「むらすぎ荘」

平成十五年七月十二日 午前九時	湯沢市沖鶴六十九番地五 湯沢雄勝広域市町村圏組合広域交流
平成十五年七月十日 午前九時	西木村総合開発センター 仙北郡西木村上荒井字古堀田四十七番地
平成十五年七月九日 午前九時	平鹿郡平鹿町浅舞字覚町後百四十番地 平鹿町中央公民館
平成十五年七月九日 午前九時	秋田市山王七丁目三番地一 秋田市文化会館
平成十五年七月六日 午前九時	平鹿郡雄物川町沼館字高畑三百三十八番地 雄物川町コミュニティセンター
平成十五年七月六日 午前九時	鷹巣町沢口林業センター 北秋田郡鷹巣町脇神字下太田表二十二番地一
平成十五年七月三日 午前九時	秋田市土崎港西四丁目二番地十 土崎公民館
平成十五年七月一日 午前九時	雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下三十三番地一 東成瀬村山村開発センター
平成十五年六月二十九日 午前九時	大館市桜町南四十五番地一 大館市立中央公民館
平成十五年六月二十八日 午前九時	能代市御指南町一番地十 山本地域振興局

平成十五年七月十三日 午前九時	本荘市出戸町字上大野十六番地 本荘由利広域交流センター
平成十五年七月十七日 午前九時	河辺郡河辺町戸島上祭沢三十八番地 秋田県森林学習交流館
平成十五年七月十七日 午前九時	仙北郡田沢湖町生保内字宮の後二十七番地 田沢湖町総合開発センター
平成十五年七月十八日 午前九時	北秋田郡田代町早口字上野四十三番地一 田代町総合開発センター
平成十五年七月十九日 午前九時	鹿角市花輪字荒田一番地一 鹿角地域広域交流センター
平成十五年七月十九日 午後一時	秋田市上北手荒巻字堺切二十四番地二 遊学舎
平成十五年七月三十日 午前九時	南秋田郡昭和町大久保堤の下一番地三 昭和町農村環境改善センター
平成十五年七月三十一日 午前九時	大館市桜町南四十五番地一 大館市立中央公民館
平成十五年八月七日 午前九時	北秋田郡森吉町阿仁前田字大道上三番地一 森吉町コンベンションホール「四季美館」

平成十五年八月二十四日 午前九時	北秋田郡阿仁町銀山字下新町四十一番地二十 阿仁町山村開発センター
平成十五年八月二十六日 午前九時	鹿角市花輪字荒田一番地一 鹿角地域広域交流センター
平成十五年八月二十九日 午前九時	北秋田郡鷹巣町鷹巣字東中岱七十六番地一 北秋田地域振興局
平成十五年九月七日 午前九時	大曲市日ノ出町五十三番地 大曲仙北広域交流センター
平成十五年九月十四日 午後一時	秋田市上北手荒巻字堺切二十四番地二 遊学舎

- (二) 適性検査及び講習の内容
- (1) 適性検査
視力、聴力及び運動能力について行う。
- (2) 講習
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の判別並びに猟具の取扱いについて、三時間以上の講習を行う。
- 三 狩猟免許試験の受験及び狩猟免許の更新に必要な書類
- (一) 狩猟免許試験の受験
- (1) 狩猟免許申請書
- (2) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの一枚
- (3) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書

- (二) 狩猟免許の更新
- 狩猟免許の更新申請書
- 四 申請用紙の交付

狩猟免許申請書及び狩猟免許更新申請書の用紙は、平成十五年五月九日から狩猟免許試験日並びに狩猟免許更新に係る講習及び適性検査日(以下「狩猟免許更新日」という。)の二日前まで、農林水産部森林整備課及び各地域振興局農林部森づくり推進課において交付する。

なお、郵送により申請書の用紙を請求する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書請求」又は「狩猟免許更新申請書請求」と朱筆し、八十円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

- 五 申請書類の提出期間及び提出場所
- (一) 申請書類は、平成十五年五月九日から狩猟免許試験日又は狩猟免許更新日の二日前までに住所地を所管する地域振興局長に提出すること。
- (二) 申請書類を直接持参する場合の受付時間は、(一)の期間(秋田県の休日を含め)の午前八時三十分から午後五時十五分までとする。
- (三) 申請書類を郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許試験」又は「狩猟免許更新」と朱筆し、書留郵便で送付すること。この場合は、狩猟免許試験日又は狩猟免許更新日の七日前までに到着したものに限り受け付ける。

- 六 狩猟免許試験日及び狩猟免許更新日における受付等
- 開始時刻の三十分前から受け付ける。
- なお、当日は、狩猟免許試験にあつては、所管地域振興局長から交付された受験票を、狩猟免許更新にあつては、本人であることを証するもの(秋田県猟友会員手帳等)を持参すること。

- 七 狩猟免許試験及び狩猟免許更新についての問い合わせ先
- 農林水産部森林整備課又は各地域振興局農林部森づくり推進課

秋田県告示第三百四十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があつたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十五年四月二十五日

一 作業の種類

一万分の一数値地形図ファイル作成測量

秋田県知事 寺 田 典 城

- 二 作業を行う地域
秋田市及び南秋田郡天王町
- 三 作業を行う期間
平成十五年六月一日から平成十六年三月三十一日まで

秋田県告示第三百四十八号

商港区、工業港区、漁港区、保安港区、マリーナ港区及び修景厚生港区の区域（昭和五十四年秋田県告示第七百六十九号）の一部を次のように改正する。

平成十五年四月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

表船川港商港区の項中「九の四、九の五」を「九の四から九の八まで、九の九（工業港区を除く。）、「九の一〇、九の一五（工業港区を除く。）」に改め、同表船川港工業港区の項中「九の六から九の一三まで」を「九の九（商港区を除く。）、「九の一から九の一四まで、九の一五（商港区を除く。）、「九の一六」に改める。
表以外の部分中「土木部港湾課」を「建設交通部港湾空港課」に改める。

秋田県告示第三百四十九号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、次のとおり港湾管理者の長が管理する区域を定め、平成十五年四月二十五日から施行する。

平成十五年四月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

区域 戸賀港湾区域に接する秋田沿岸戸賀海岸保全区域戸賀地区海岸の一部

次の基点1から基点10まで、補助点1の4、補助点1の3、補助点1の2、補助点1の1及び基点1を順次結んだ線によって囲まれた区域（昭和五十六年秋田県告示第百九十九号により指定された海面の区域を除く。）

基点1 男鹿市塩戸ゲト鼻に存する水準点（北緯三十九度五十六分三十三・八六

六秒、東経百三十九度四十二分十二・七九四秒）から方位角四十一度十五分百二十五・五四八メートルの点に設置した標杭

基点2 基点1から方位角七度二十三分二十四秒四十六・〇四四メートルの点に設置した標杭

基点3 基点2から方位角三百三十五度三十二メートルの点に設置した標杭

基点4 基点3から方位角十八度五十三メートルの点に設置した標杭

基点5 基点4から方位角五十一度三十分二十二メートルの点に設置した標杭

基点6 基点5から方位角三百三十八度二十二分四十八秒一・一二五メートルの点に設置した標杭

- 基点7 基点6から方位角二百四十八度二十二分四十八秒三十七・五二七メートルの点に設置した標杭
- 基点8 基点7から方位角二百七度十六分十二秒二十六・八一メートルの点に設置した標杭
- 基点9 基点8から方位角百七十九度三十八分五十三秒六十二・九七メートルの点に設置した標杭
- 基点10 基点9から方位角二百八十五度四十六分一秒八十九・九八七メートルの点に設置した標杭

補助点1の4 補助点1の3から方位角〇度六十三・〇八一メートルの点

補助点1の3 補助点1の2から方位角二百五十一度四十七メートルの点

補助点1の2 補助点1の1から方位角二百七十八度四十七分四十六秒百二十

六・〇七八メートルの点

補助点1の1 基点1から方位角三百四十九度十九メートルの点

（関係図面は省略し、その図面を建設交通部港湾空港課、船川港湾事務所及び秋田地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定により、公示する。

平成十五年四月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 落札に係る物品の内容及び数量

一種一号重油（特A重油）百五万リットル

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター 仙北郡協和町上淀川字五百刈田三百五十二番地

三 落札者を決定した日

平成十五年三月二十日

四 落札者の名称及び住所

株式会社山二 秋田市中通二丁目五番二十号

五 落札金額

一リットル当たり三四・九六五円

六 契約の相手方を決定した手続

七 一般競争入札
 一般競争入札の公告を行った日
 平成十五年一月三十一日

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年四月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 県営土地改良事業（道目木地区ほ場整備事業（担い手育成型））
 完了年月日 平成十五年三月十二日

二 県営土地改良事業（本田地区ほ場整備事業（担い手育成型））
 完了年月日 平成十五年三月二十五日

三 県営土地改良事業（下館務沢地区ため池等整備事業）
 完了年月日 平成十五年二月二十一日

四 県営土地改良事業（別所地区土地改良総合整備事業（一般型））
 完了年月日 平成十五年三月十二日

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年四月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 県営土地改良事業（羽後地区ほ場整備事業（担い手育成型・高度利用型））
 完了年月日 平成十五年三月十四日

二 県営土地改良事業（寺沢地区担い手育成基盤整備事業）
 完了年月日 平成十五年三月二十八日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、浅内南部土地改良区から申請があった定款変更について、平成十五年四月十六日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十五年四月二十五日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、矢島町から土地改良事業（木境地区災害復旧事業（七月梅雨前線豪雨災））に係る工事が平成十四年十二月十日完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づ

き、公告する。

平成十五年四月二十五日

秋田県知事 寺田典城

県営土地改良事業（桃野地区畑地帯総合整備事業）につき、その工事を平成十四年十二月十七日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成十五年四月二十五日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、仙北郡金沢西根土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年四月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

仙北郡仙南村金沢西根字西今泉九十七番地	泉谷理毅男
字南千間谷地八十七番地	佐藤成輝
字元村百十三番地	照井賢市
字上林沢二百六十四番地	渋谷久悦
字下万願寺百九十番地	小野寺敬介
字新田三番地	山田文雄
字中町田百七十七番地	鶴谷幸太朗
字中笹巻百二十二番地	因幡文夫
字八卦百六番地	川畑一夫

二 就任理事の住所及び氏名

仙北郡仙南村金沢西根字元村二百七十五番地	渋谷俊二
字南千間谷地八十七番地	佐藤成輝
字上林沢二百六十四番地	渋谷久悦
字新田三番地	山田文雄
字西今泉九十七番地	泉谷理毅男
字中笹巻百二十二番地	因幡文夫
字中町田百七十七番地	鶴谷幸太朗
字下万願寺百九十番地	小野寺敬介

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、西木村からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年四月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 村営土地改良事業（後川地区単小規模土地改良事業（かんがい排水））計画書及び条例の写し
- 二 縦覧期間 平成十五年四月二十八日から同年五月二十七日まで
- 三 縦覧場所 西木村役場

県有財産の売払について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定により、公告する。
平成十五年四月二十五日

一 入札に付する物件の所在地等

秋田県知事 寺 田 典 城

所 在 地	区 分 地 目	数 量 等 (㎡)
神奈川県川崎市中原区宮内四丁目五七四番一	土 地 宅 地	六五一・四〇

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

場 所	期 間
秋田県出納局管財課 (電話〇一八 八六〇 二七 三五) 秋田県東京事務所 (電話〇三 五二二 九一 一五)	平成十五年四月二十五日(金)から同年五月二十三日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後五時まで

三 入札執行の場所及び日時

場 所	日 時

東京都千代田区平河町二丁目六番三号
都道府県会館四階四〇五号室
平成十五年五月二十六日(月)午後一時三十分

四 入札参加者の資格

入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第六十七條の四第一項の規定に該当する者及び同条第二項各号に該当する者)その事実があった後二年を経過していないものを除く。()

五 入札参加申込みに必要な書類等

- (一) 個人の場合
印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)
- (二) 法人の場合
印鑑及び法人登記簿謄本

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (一) 入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。
- (二) 契約保証金は契約金額の百分の十以上とし、契約締結と同時に現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって納入するものとする。

七 入札参加申込みに係る制限

- (一) 郵便による入札書類の提出は、認めない。
- (二) 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

八 随意契約の実施

再度の入札に付し落札者がない場合、地方自治法施行令第六十七條の二第一項第六号の規定に基づき随意契約を実施する。

九 物件の説明

物件の説明は、平成十五年五月十九日(月)午後一時三十分(物件の所在地で行う)。

十 その他

その他詳細に関しては、秋田県出納局管財課財産管理班(電話〇一八 八六〇 二七三六)に照会のこと。

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第41号
 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による
 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施
 行令（昭和33年政令第33号）第5条の7第2項の規定に基づき、公表する。
 平成15年4月25日

秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道

- 1 実施年月日 平成15年6月2日（月）午前9時から午後4時30分まで
- 2 実施場所 秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県宿泊所 ふきみ会館
- 3 講習科目及び講習時間数 猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱
いについて5時間実施する。
- 4 受講定員 40人
- 5 受講申込みに必要な書類
 (1) 受講申込書 2通
 (2) 写真 2枚
 写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で
 大きさが3センチメートル四方のものとする。
 なお、郵送による申込みは、受け付けない。
- 6 受講申込み等
 (1) 申込み用紙の交付 各受付場所において交付する。
 (2) 受付期間 日曜日、土曜日及び休日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）
 第3条に規定する休日を除き、平成15年4月25日（金）から5月28
 日（水）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員40人で締め切る。
 (3) 受付場所 住所地を管轄する県内の各警察署
- 7 講習手数料 6,800円
 受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。
- 8 その他
 (1) 講習終了後考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講

習修了証明書を交付する。
 (2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活保安課危険物対策係
 （電話018-863-1111内線3168）又は県内の各警察署生活安全（生活保安）
 係に問い合わせること。

秋田県公安委員会告示第42号

警備業法（昭和47年法律第117号）第16条の2の規定により、次のとおり医師を
 指定したので、秋田県公安委員会公文例規程（昭和38年秋田県公安委員会規程第1
 号）第4条の規定に基づき、告示する。
 平成15年4月25日

秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道

医 師	病 院 名	住 所
清 水 徹 男	秋田大学医学部附属病院	秋田市本道一丁目1番1号
杉 田 多喜男	医療法人興生会横手興生病院	横手市根岸町8番21号
平 野 敬 之	大館市立総合病院	大館市豊町3番1号

秋田県警察本部告示第1号

秋田県警察本部告示第1号
 警備業法（昭和47年法律第117号）第16条の2の規定により、秋田
 県及び秋田管内の各地方公共団体の警察本部及び次長に指定す
 る。

秋田県警察本部告示第1号

- I (警備員) 秋田県警察本部 秋田県警察本部 秋田県警察本部
- II (警備員) 秋田県警察本部 秋田県警察本部 秋田県警察本部
- III (警備員) 秋田県警察本部 秋田県警察本部 秋田県警察本部

船舶)ことに秋田海区漁業調整委員会(以下「本委員会」という。)の承認を受けなければならぬ。

(承認の有効期間)

四 前号の承認の有効期間は、秋田県内に住所を有する者にあつては三年以内(許可の日から平成十八年二月二十八日まで)、秋田県外に住所を有する者にあつては一年以内(許可の日から平成十八年二月二十八日までの各年二月末日まで)とする。

(承認隻数及び根拠地(陸揚港))

五 秋田県外に住所を有する者に対する第三号の承認は、五十隻以内の船舶についてするものとし、当該船舶の根拠地(陸揚港)は、次の中から二港以内を選定するものとする。

八森港 能代港 北浦港 島港 戸賀港 船川港(樺港を含む。) 秋田港 平沢港 金浦港

(承認対象漁船)

六 第三号の承認の対象となる漁船は、総トン数五トン未満の動力漁船とする。

(船団の編成等)

七(一) 第三号の承認を受けた者(以下「操業者」という。)は、船団を編成しなければならない。

(二) 船団の責任者は、速やかに、船団名簿及びその事務所の所在地を本委員会に届け出なければならない。当該届出事項に変更があつた場合でも、同様とする。

(漁獲成績報告書の提出)

八 操業者は、承認の有効期間満了後、速やかに、漁獲成績報告書を本委員会に提出しなければならない。

(操業上の制限)

九 操業の場合、次の事項を遵守しなければならない。

(一) 漁獲物は、本委員会が承認した根拠地(陸揚港)以外の他に陸揚げしてはならない。ただし、天災その他やむを得ない場合又は本委員会が特に必要と認められた場合は、この限りでない。

(二) 集魚灯の光力は、合計百八十キロワットを上限值とする。

(三) 定置網の周囲二千メートル以内において操業しないこと。

(四) 他種漁業の操業を妨げないこと。

(五) 操業期間中承認章旗及び標識を当該船舶の見やすい箇所に掲示するとともに、承認証を船内に備え付けておくこと。

(六) 操業協定及び漁獲物等の処理については、秋田県いかつり漁業協会と協議すること。

(七) 漁業の秩序を維持し、本漁業の安定向上を図るため、秋田県いかつり漁業協会が本委員会と協議のうえ取り決めた事項を遵守すること。

(指摘事項等の遵守)

十 操業者は、前号に定めるもののほか、本委員会が必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。

(指摘違反に対する取扱い)

十一 漁業秩序の確立を図るため、前号の指摘に違反した漁船があつた場合には、承認を取り消すことがある。

(指示の有効期間)

十二 この指示の有効期間は、平成十五年四月二十五日から平成十八年三月三十一日までとする。

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十五年四月一日秋田県公報第千四百五十七号掲載の秋田県告示の目次欄中

(印刷誤り)

一 上 九 大規模小売店舗の新設備、施設等の変更に関する届出 大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出

平成十五年四月十五日秋田県公報第千四百六十一号掲載の秋田県告示第百九十五号(大規模小売店舗の変更)に關し聴取した意見の概要)

(原稿誤り)

五 一 下 一 八 ニューシティ 秋田ニューシティ

平成十五年四月十五日秋田県公報第千四百六十一号掲載の秋田県告示第百九十九号(大規模小売店舗の新設日、施設等の変更)に關する届出)

(印刷誤り)

八 上 後ろか 第六条第一項 第六条第二項

平成十五年四月十五日秋田県公報第千四百六十一号掲載の秋田県告示第百九十九号(大規模小売店舗の新設日、施設等の変更)に關する届出)

規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出)

八 (印刷誤り)
下

ら 後ろか
六 第六条第一項

第六条第二項

発行者

秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷者
印刷所

秋田株式会社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(082)876600
FAX(082)876600
E-mail:matsubararansatsu.co.jp
松原印刷社
秋田市山王七丁目五番二十九号